

新旧対照表

日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会設置要綱

新	旧
<p style="text-align: center;">日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会設置要綱</p> <p>※抜粋</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 推進協議会の委員は、保健・医療・福祉等の関係者や住民のうちから幡多福祉保健所長が依頼する。</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は再任することができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 推進協議会には、所掌事項を推進するために必要な部会を置く。</p> <p>2 部会員は、必要に応じてその他の有識者等を会長が選任し幡多福祉保健所長が依頼する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成24年6月13日から施行する。</p> <p>3 この要綱は、平成26年8月13日から施行する。</p> <p>4 この要綱は、平成28年7月25日から施行する。</p> <p>5 この要綱は、令和 5年8月16日から施行する。</p> <p>6 この要綱は、令和 6年2月26日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">日本一の健康長寿県構想幡多地域推進協議会設置要綱</p> <p>※抜粋</p> <p>(委員)</p> <p>第3条 推進協議会の委員は、保健・医療・福祉等の関係者や住民のうちから幡多福祉保健所長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は再任することができる。</p> <p>(部会)</p> <p>第5条 推進協議会には、所掌事項を推進するために必要な部会を置く。</p> <p>2 部会員は、必要に応じてその他の有識者等を会長が選任し幡多福祉保健所長が委嘱する。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成20年5月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成24年6月13日から施行する。</p> <p>3 この要綱は、平成26年8月13日から施行する。</p> <p>4 この要綱は、平成28年7月25日から施行する。</p> <p>5 この要綱は、令和 5年8月16日から施行する。</p>